

三重県男女共同参画基本計画

～一人ひとりが輝く社会～



三重県

三重県では、平成14年3月に三重県男女共同参画基本計画を策定しました。この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、平成12年10月に制定された「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、県が県民の皆さん、事業者、市町村と協働して、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進していくためのものです。



● 計画の期間 ● 2002年度(平成14年度)から2010年度(平成22年度)まで

● 計画の体系 ●

男女共同参画社会の実現

- I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- II 政策方針決定過程における男女共同参画の推進
- III 働く場における男女共同参画の推進
 - III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進
 - III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- V 人権の尊重と心身の健康支援
 - V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組
 - V-II 生涯を通じた男女の健康と生活支援

計画の推進

基本施策I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

男女共同参画について、きめ細かく、わかりやすい、具体的な内容の広報を展開するとともに、生涯を通じて男女共同参画について学習する機会の充実をはかり、県民が自ら考える機会を増やすことが必要です。

2010年度の目標から

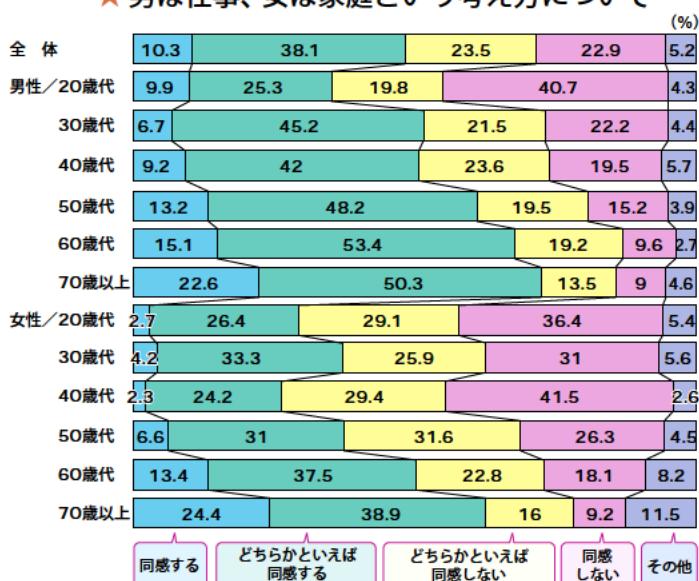
地域・社会

- NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、人権意識、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

施策の方向等

- 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実
- 学校等における男女共同参画教育の推進
- 生涯を通じた学習機会の充実
- 事業者等に対する広報・啓発の充実
男女雇用機会均等法の理解や男女共同参画の職場づくりに向けた啓発など
- マスメディアへの対応
マスメディアの自主的な取組の促進／県民のメディア・リテラシーを高める学習の促進など
- 國際的な動きへの対応と活動支援

★ 男は仕事、女は家庭という考え方について



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」
(平成12年)

注) メディア・リテラシー： 膨大な情報の中から、必要な情報を選択し、主体的に読み解く力。

基本施策II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策・方針を決定する過程への男女の参画が不可欠です。審議会等への女性の登用を進めるとともに、女性職員等の登用、職域拡大をはかる必要があります。

2010年度の目標から

- 地域・社会**
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
 - 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。
- 働く場**
- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

施策の方向等

● 県の審議会等委員への女性登用促進

審議会への女性委員の登用促進／女性リーダー育成促進とネットワークづくり支援など

● 県における女性職員等の登用

● 市町村への働きかけ

審議会等への女性委員の登用促進／登用状況、登用促進等についての情報提供など

● 事業者等への働きかけ

事業者に対する意識啓発と自主的な取組促進／表彰と取組事例の紹介など

● 地域における男女共同参画への取組支援

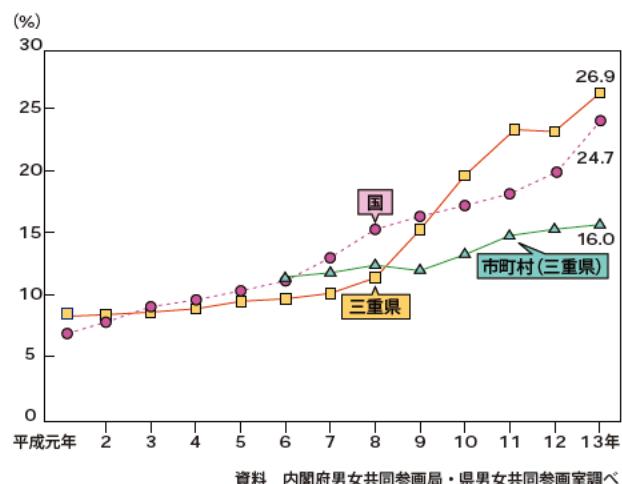
男女共同参画を進めるとともに阻害している慣行の見直しのための普及啓発など

● ポジティブ・アクションの普及

先進事例、導入方策の調査研究と情報提供など



★審議会等における女性委員の割合の推移



資料 内閣府男女共同参画局・県男女共同参画室調べ

注) ポジティブ・アクション： 積極的改善措置。男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、積極的に機会を提供すること。

基本施策III 働く場における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

雇用の分野における男女の共同参画意識の普及や均等な機会と待遇の確保を進めるための具体的な取組を推進します。

さらに、男女がともに家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するための取組を進めます。

2010年度の目標から

働く場

- 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわりなく、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- 多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。
- 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっています。

施策の方向等

- 雇用の場における男女共同参画意識の普及
- 男女の均等な機会と待遇の確保の推進
実態調査の実施と評価システムの調査検討／表彰制度による企業の取組み支援 など
- 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援
- 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援
- 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進
職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及と職場環境づくりへの働きかけ など

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

家族的経営における男女共同参画を推進するため、女性自身の参画意識や能力の向上をはかるとともに、地域や組織に残る固定的な性別役割分担意識の変革を進めるための普及啓発を進めます。

2010年度の目標から

地域・社会

- 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

家庭

- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かして役割を分担し、貢献に応じた正当な評価が行われています。

働く場

施策の方向等

- 方針決定の場への男女共同参画の推進
男女共同参画意識の普及啓発／パートナーシップ指標の目標達成への取組 など
- 経営能力や技術の向上支援
家族的経営における役割の評価と就業環境の整備
起業家等に対する支援

注) パートナーシップ指標： 三重県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりのため、目標を定めたもの。

基本施策IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。男女共同参画社会を実現するためには家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活その他の活動とバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

また、子育てや介護について、家族の多様化、ライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としきみづくりが必要です。

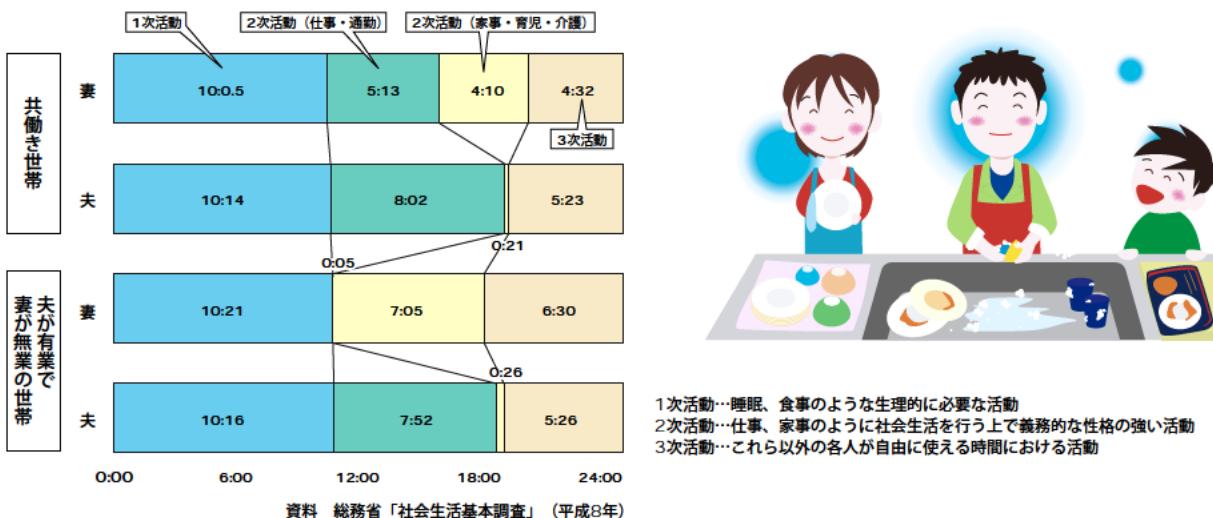
2010年度の目標から

- 地域・社会**
 - 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。
- 家 庭**
 - 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、職業その他の活動とバランスのとれた生活を営んでいます。
 - 男女が必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

施策の方向等

- 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援
「家庭の日」等を通じた普及啓発／育児・介護休業制度の普及啓発など
- 多様なニーズに対応した子育て支援
地域子育て支援センター等における育児相談、情報提供／多様な保育サービスの充実／ファミリーサポートセンターの設置促進など
- 介護を支援する環境の整備
介護サービスに関する情報提供／在宅サービスの充実と関連施設の整備推進など
- 男女共同参画の地域づくりの支援
NPO等による男女共同参画の地域づくりに対する支援など

★夫婦の生活時間（全国）



基本施策V 人権の尊重と心身の健康支援

V-I

男女共同参画を阻害する暴力等への取組

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等、暴力の排除および防止に取り組むとともに、相談支援体制の周知や充実をはかります。

2010年度の目標から

- 地域・社会** ● 人権が尊重され、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。
- 家庭** ● 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。
- 働く場** ● セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

施策の方向等

- 関係機関の連携による支援体制等の整備
- ドメスティック・バイオレンス対策の推進
配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）による相談、一時保護、情報提供機能の充実
- セクシュアル・ハラスメント対策の推進
防止についての普及啓発／事業者に対する相談、指導、啓発など
- 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

V-II

生涯を通じた男女の健康と生活の支援

男女がいきいき暮らしていくためには、健康づくりに必要なサービスや情報提供、支援が受けられる体制の整備が必要です。

2010年度の目標から

- 地域・社会** ● 生涯にわたって健康で過ごすための支援、病気や介護が必要になったときの支援が充実しています。
- 家庭** ● 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。
- 働く場** ● 職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

施策の方向等

- 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
県民の健康づくり支援／スポーツに親しむ機会と場所の提供など
- 性と生殖に関する健康対策の充実
性に関する正しい知識と理解を深めるための教育／母子保健サービスの充実など
- 自立のための生活支援

注) ドメスティック・バイオレンス： 夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいう。略してDVとも言われている。

注) セクシュアル・ハラスメント： 性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動。

計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、健康、福祉、教育、文化、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。そのため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させようと努めるとともに、関係部門の連携により、総合的な取組を行います。

また、市町村、事業者、各種団体やNPO、県民の皆さんとの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

施策の方向等

● 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進／職員の体系的な研修など

● 実施計画の策定

男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施

男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する相談・苦情への対応

市町村との協働

NPO、各種団体等との連携

男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

多様な媒体を利用した情報提供／多様な研修・講座の実施／NPO、各種団体、グループ等活動・

ネットワークづくり支援／調査研究の充実と支援／相談事業の充実と連携強化など

● 男女共同参画推進体制 ●

